

令和2年12月2日（水）

於・農林水産省8階水産庁中央会議室（web開催）

太平洋広域漁業調整委員会
第29回太平洋南部会
議事録

令和2年12月2日

水産庁管理調整課

1. 日時：令和2年12月2日（水）13：30～15：18

2. 場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web会議）

3. 出席委員

【部会長】

学識経験 北門 利英

【都道府県互選委員】

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

徳島県 中野 憲次

愛媛県 佐々木 護

大分県 小野 眞一

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 全良

学識経験 関 いずみ

学識経験 花岡 和佳男

4. 議 題

(1) 広域魚種の資源管理について

1 太平洋南部キンメダイ

2 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種

3 伊勢湾・三河湾イカナゴ

(2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について

(3) 太平洋南部会事務規程の一部改正について

(4) その他

・新たな資源管理の推進に向けたロードマップについて

5. 議事内容

○事務局（魚谷） それでは定刻となりましたので、ただいまから、太平洋広域漁業調整委員会、第29回太平洋南部会を開催いたします。

私、事務局、水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしく願いいたします。

まず、出席状況の御説明ですけれども、本日は都道府県海区互選委員である高知海区の木下委員、宮崎海区の中島委員、大臣選任の清水委員、鈴木宏彰委員が事情やむを得ず御欠席をされておりますけれども、委員定数18名のうち定足数である過半数を満たす14名の委員の御出席を賜っておりますので、太平洋南部会事務規程第5条第1項の規定に基づき、本部会は成立していることを御報告いたします。

それでは、北門部会長、議事進行を、よろしく願い申し上げます。

○北門部会長 魚谷さん、ありがとうございます。

皆様、こんにちは。東京海洋大学の北門です。本日は大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては太平洋広域漁業調整委員会第29回太平洋南部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の部会には水産研究・教育機構水産資源研究所から水産資源研究センター社会・生態系システム部の黒木部長、亘グループ長、山本グループ長、横内主任研究員、澤山研究員、そして底魚資源部から鈴木主任研究員に御出席を頂いております。

本日、議題4題ございまして、広域魚種の資源管理について。伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について。部会の事務規程の一部改正について。それから、その他としまして新たな資源管理の推進に向けたロードマップについてと4題の議題が準備してございます。よろしく願いいたします。

議事の進行につきましては、委員の皆様の御協力を得ながら、できるだけ円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を、事務局からお願いしたいと思います。

○事務局（若山） それでは、お手元にメールでお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お配りしております資料ですけれども、まず本日の部会の議事次第、それから委員名簿と出席者名簿をお送りしております。会議資料なんですけれども、資料1からキンメダイ

に関する資源評価結果と資源管理の方向性に関する資料。それから、資料1-2-1としまして、トラフグ、マアナゴ、シャコの資源評価結果と資源管理の方向性。それから資料1-3-1としまして、イカナゴ伊勢・三河湾系群の資源評価結果と資源管理の方向性について。それから議題の2番目としまして、イカナゴに関する広調委の委員会指示についてということで資料2-1をお配りしております。それから、太平洋南部会事務規程の一部改正ということで資料3-1をお配りしています。それから、最後になりますが、資料4-1、4-2としまして、新たな資源管理の推進に向けたロードマップと説明資料を付けてございます。

お配りしている資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申し付けください。よろしく申し上げます。

なお、今回は当部会としては初めてのウェブ会議の開催になります。委員の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りしておりますウェブ会議の進め方、それに従いまして御発言のとき以外は、マイクはミュート、消音にさせていただき、発言する際には音声あるいはチャット機能、そちらを使いながら発言の意思を表示、示していただきたいと思っております。その後、北門部会長の方から発言してくださいと合図した後に御発言をお願いいたします。慣れないウェブ会議ですが、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

○北門部会長 若山さん、ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本日の部会の議事録署名人の選出についてですが、部会の事務規程第11条により、部会長の私から御指名させていただきます。海区互選委員からは徳島海区の中野委員、大分海区の小野委員、以上のお二方に、本日の部会に係る議事録署名人をお願いしたいと思います。お二人の委員の方、どうぞ、よろしくお願いいたします。

水産庁中央会議室にお集まりの報道関係の皆様にお伝えしたいと思います。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますようお願いいたします。

それでは早速ですけれども、議題1の「広域魚種の資源管理について」に入ります。本部会では、資源回復計画以降、引き続き、太平洋南部のキンメダイ、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種としてトラフグ、マアナゴ、シャコ、同じく伊勢湾・三河湾のイ

カナゴの資源管理の取組について検討してきたところでございます。

まずは、1の太平洋南部のキンメダイについてであります。資源の状況につきまして、水産資源研究所の亘グループ長に御説明を頂き、続いて、資源管理の取組状況について事務局より説明をいたします。質疑につきましてはそれぞれの説明が終わった後に一括してお受けしたいと思います。

それでは、資源の状況について、亘グループ長から御説明をよろしく願いいたします。

○亘グループ長 水産研究・教育機構の亘と申します。聞こえていますでしょうか。

○北門部会長 聞こえています。大丈夫です。

○亘グループ長 それでは、キンメダイ太平洋系群の資源評価結果の説明をさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。キンメダイ、まず生物学的特性について紹介をさせていただきます。

寿命は26歳以上で、成熟開始年齢が4歳で50%、5歳以上で100%という状況です。産卵期につきましては6月から10月くらい。そして、その産卵の盛期が7月から8月、産卵場は基本的に漁場と同じでして、関東の沿岸、それから伊豆諸島周辺海域、四国沖、それから南西諸島周辺海域、小笠原周辺といった広範囲にわたっております。

食性についてですけれども、ハダカイワシなどの中深層性魚類、またイカ類、エビ類、オキアミといったものを食べます。また、サメ類やイルカ類によって食べられるというのが特徴でございます。

房総半島から南西諸島に至る太平洋の沿岸、伊豆諸島、それから沖合の海山周辺に漁場が点在しています。特に陸棚斜面だとか海山、海丘といった斜面だとか頂上というところに多く分布しております。そういった場所で主に立て縄、底立てはえ縄、樽流しといった釣りによって漁獲がされております。

次のスライド、お願いいたします。この図は我が国の太平洋側の漁獲の動向を示しております。漁獲のここのグラフが県又は海域ごとの漁獲量の推移を示しております。漁獲の多い県としましては、棒グラフの下から黄色が千葉県、水色が東京都、オレンジが神奈川県、青が静岡県、紫が高知県といった状況です。

御覧のとおり、1980年代の後半から減少傾向というような状況でございまして、2019年は漁獲量としては4,637トンという状況です。このうち関東沿岸から伊豆諸島周辺海域、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、この一都三県での漁獲量が3,742トンとなっていま

す。

次のスライドをお願いします。こちらはキンメダイの資源の動向を示しております。この資源評価は一都三県、先ほどの千葉県、東京都、神奈川県、静岡県の海域について実施をされています。そこにつきまして、水産研究・教育機構と都県の試験研究機関が実施した資源評価の結果でございます。この図の青丸が資源量、それから赤丸が漁獲割合を示しております。資源量は、2000年代は4万トン程度で推移をしていましたけれども、2019年は25,000トンと、減少傾向にあります。一方、漁獲割合につきましては、こちらの漁獲量から資源量を割った割合ですが、近年は15～17%くらいで推移をしているというような状況です。

次のスライドをお願いいたします。続きまして、こちらが資源動向の続きでございます。向かって左側のグラフは漁獲量の変動から資源の水準の判断をしたものです。御覧のとおり、1980年代から減少傾向という状況で、水準としましては資源の最高と最低を3等分して判断をしております。2019年は3,742トンと、やや低いと判断されています。また、右側のグラフは青丸が親魚量、赤丸が加入量をそれぞれ示しております。どちらも減少傾向ですが、特に直近年の加入の落ち込みが目立つかと思えます。資源計算上、推定精度が非常に低いというところもあって、ここに関しては現在、研究機関で改善に向けた取組をしているところがございます。その調査などの情報を踏まえても、やはり加入量は少なそうだったところで、ここに関しては今後注視をしていく必要があるというふうに考えています。また、加入量が減少傾向ということで、これから成長して親になるわけですが、こちらも減少傾向で、2000年で3万トン程度だったのが、2万トン程度に落ち込んでいるという状況です。

次のスライドをお願いいたします。最後に資源評価のまとめですけれども、資源量指標値を考慮した資源量推定を実施しています。2019年の資源量は2万5千トン、親魚量は2万トンと推定をされています。親魚量は減少傾向と判断がされております。一都三県の漁獲量の推移から現状の資源水準は低位と判断しております。

資源管理については減少傾向にある親魚量を増加に転じさせるため、現状の漁獲圧の削減といった漁獲シナリオとして、漁獲圧の3割削減が必要だと提示をしております。2019年は生物学的許容漁獲量ABCとしましては、ABC limitで2,300トン、不確実性を考慮して安全率を乗じたABC targetで1,900トンといった状況でございます。

以上です。

○北門部会長 亘さん、ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局より資源管理の取組状況について御説明をお願いいたします。

○事務局（西田） 水産庁管理調整課、西田でございます。資料1-1-2に従って御説明したいと思います。

キンメダイの広域資源管理でございますが、こちらは一都三県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者により資源管理の取組がなされているところでございます。

関連漁業種類でございますが、2番のところを御覧いただければと思いますが、自由漁業として立縄漁業、知事許可漁業として底立てはえ縄漁業、それから太平洋広域漁業調整委員会承認による漁業として底刺し網漁業がございます。

資源管理の方向性といたしましては、3番を御覧いただければと思いますが、この2段落目のところでございます。一都三県の漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続又は強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とするとしてございます。

行っている資源管理措置についてでございますが、4番を御覧いただければと思います。4番にありますとおり、漁獲努力量の削減措置をそれぞれ実施していただいているところでございます。立て縄漁業、それから底立てはえ縄漁業におきましては、それぞれ各地の事情により以下の取組、小型魚の再放流ですとか、漁具・漁法の制限等の漁獲努力量削減に取り組んでいただいているところでございます。

続きまして、次のページを御覧いただければと思います。委員会承認漁業でございます。底刺し網漁業におきましては、休漁の設定、それから全長28センチメートル未満のキンメダイは水揚げしないという小型魚の保護、それから漁具の制限、これは網目の制限等々を取り組んでいただいているところでございます。

こういった資源管理措置でございますが、5番を御覧いただければと思います。関係者間の連携体制ということで、従前よりキンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね、実践をしていただいていたところですが、平成26年からこの協議会の下に「漁業者代表部会」というものを設けまして、年に2回、この部会において漁業者の代表者の方、それから行政と研究の担当者の方、それから水産庁、水研機構が集まりまして議論を重ねております。

本年の漁業者代表部会は10月16日にウェブ会議で開催いたしました。後ほどその御説明した内容は御紹介させていただきますけれども、水産庁から資源を回復させるために試行

的に数量管理の導入を御提案したところ、漁業者の方から拙速なT A C管理の導入には反対である、それから各浜によってこれまでの資源管理の取組状況が異なることから、それを考慮してほしい、それからきめ細かく浜周りをして各地域の実情をしっかりと把握してから数量管理の導入を検討してほしい等々の数量管理の導入に関して慎重な御意見が示されたところでございます。

引き続き関係漁業者の方とともに今行っている措置も含めて資源管理措置の改善について検討しまして、その結果についてまた例年2～3月に開催されております一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会に御報告の上、皆様の合意を得ていくということを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、先ほど申し上げた10月16日開催のウェブ会議で水産庁から御説明した内容を資料1-1-3で簡単に御紹介申し上げたいと思います。

少しかいつまんで御説明申し上げますと、まずスライド番号の4番を御覧いただければと思いますけれども、今、各地域で漁獲努力量削減の取組をしていただいているわけですが、操業形態が各地域、漁場ごとに多様であるといったことから、全ての地区の努力量を比較といいますか、同一の単位指標で表すということがなかなか難しいといった問題がございます。そういった中で、各地域で努力をしていただいているところございまして、5番のスライドをお願いします。こちらは10月の説明から追加しているスライドになりますが、一都三県の全体のキンメダイ漁獲量というのは10年前と比較して55%まで減少している。いろいろな取組をしていただいた結果、ここまで減らしてきていただいているということでございます。中でも静岡県のキンメダイ漁獲量は10年前と比較すると35%まで減少しているということがございます。

次の6ページを御覧いただければと思います。そういった中でも先ほど水研機構の方からも生物学的許容漁獲量A B Cを御紹介いただきましたけれども、近年のA B C limit、それから安全率を掛けたtarget、いずれと比較しましてもグレーのラインが実際の漁獲量の推移を示しているんですけれども、残念ながらA B Cを超える状態での資源量に対して漁獲が過剰な状態で推移をしてきているということがございます。

こういった中で資源を回復させていくためには、7ページをお願いします、漁獲圧を3割以上削減させる必要があると。3割を削減したとしても、3割にとどまった場合は現状維持の状態になると。回復を図るためには更なる削減が必要という将来予測が示されております。

次、お願いいたします。そういったこともございまして、今年2月に行われた漁業者代表部会では、資源を回復させることを目標に資源管理を行っていくということで合意を頂いたということでございますので、この合意を受けて資源の回復に向けた御提案を差し上げました。

10ページをお願いいたします。資源回復に向けてどのような方法で管理を行うべきかということでございますが、先ほども申しましたように、漁獲努力量の指標については、針の数ですとか操業日数、操業時間帯等々いろいろな取組をしていただいておりますけれども、統一の比較可能な指標を用いることがなかなか困難であるという事情がございます。一番比較しやすい、分かりやすい指標として下の水色の吹き出しの中なんですけれども、共通言語と書かせていただいておりますが、漁獲量を各都県に割り当てて、それを各都県のルールで管理していただくというのが最も分かりやすく公平なのではないかということで御説明をさせていただいております。

次のスライドをお願いいたします。そういった場合、漁獲量で管理する場合の目安でございますが、赤の四角の中の2ポツ目でございます。新たな資源管理が始まるまではABC target、今年であれば1,900トンという数量が示されておりますが、これを1つの目安として管理してはどうかという御提案をしたところです。ただ、これさえすればほかは何もなくていいのかということではなくて、これまで取り組んできていただいている自主的管理は尊重するというので、飽くまで継続していただいた上で、両輪で資源回復を目指すこととしてはどうかという提案をさせていただきます。

次、お願いいたします。これからのキンメダイの資源管理については、資源を回復させるような方策を取りながら、新たな資源管理を開始する次のステップまでにどのような準備をするかということが大事になってくると考えてございまして、最も良い状態にしたら漁獲がどれだけ増えるかとか、最も良い状態に持つていくためにどのような獲り方をしたらよいか、こういったことを試験研究機関、水研機構等による最新の科学的知見に基づいてこれから漁業者の皆さんと話し合っ決めていければということを考えておるところでございます。

13ページをお願いいたします。内容の繰り返しになりますけれども、今後の資源管理の方向性についての案ということで、先日10月のウェブ会議でお示した内容は、目安とする数量1,900トン进行管理するためにどうしたらいいか。最も公平性が担保される数量管理を試行的に実施してはどうかということを御提案しております。

10月に御説明した内容は以上でございますが、この後、10月にやったウェブ会議というのは飽くまでウェブ会議で、なかなか意思の疎通、それからお互いの発言の真意等を伝えるのが難しいということで、これから水産庁としても各地域に、なかなかコロナの感染状況もあるんですけれども、各地域の御意向を伺いながら、なるべく訪問する形でこの提案内容を御説明して、また実情等のお話を伺っていただければと考えておるところでございます。

事務局からは以上です。

○北門部会長 西田さん、御説明ありがとうございました。

それでは、御質問等ございましたら委員の皆様、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。何か御意見ございませんでしょうか。あるいは御質問等でも構いませんので。よろしいでしょうか。

なかなか資源の減少に歯止めがかからないところではありますけれども、漁業者さんの皆様、それから行政の方、そして研究者の皆さんがしっかり資源管理の方向性等を御検討いただいて、より良い方向に向かえばというふうに思うんですけれども、その点でもより良い合意形成ができることが大事だと思いますので、しっかり透明性を持って、かつなるべくフェース・トゥー・フェースで議論できるような機会が早く来て議論が進むことを願っています。1点資料の修正なんですけれども、ABCの表で21年度の漁期ABC（トン）と書いてありますけれども、百トンの間違いだと思いますので、もしこの資料をどこかで公開される機会がありましたら訂正いただければというふうに思います。

改めまして何か御質問等、御意見等ございましたら承りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

もしないようでしたら、今後とも御検討の方をよろしくお願いいたします。それでは、亘さん、西田さん、ありがとうございました。

続きまして、議題2の「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種について」であります。

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種については、トラフグ、マアナゴ、シャコについてこれまで検討してきたところです。今回もこれら3魚種について検討をしてまいりたいと思います。まずは資源の状況について水産資源研究所の鈴木主任研究員、横内主任研究員、澤山研究員に御説明を頂きまして、続いて資源管理の取組状況について事務局より説明いたします。質疑につきましてはそれぞれの説明が終わった後に一括してお受け

したいと思います。

それでは、資源の状況について鈴木主任研究員から御説明をよろしくお願いいたします。

○鈴木主任研究員 底魚資源部、鈴木です。聞こえておりますでしょうか。

○北門部会長 聞こえております。

○鈴木主任研究員 それでは、令和2年度のトラフグ伊勢・三河湾系群の資源評価結果について説明をさせていただきます。

この資源は静岡県、愛知県、三重県が共有する資源であります。まず生物学特性についてですけれども、この資源、スライドに地図が示されていると思います。分布域、漁場が示されていると思いますけれども、この系群、非常に狭い範囲、分布域が非常に限られるという特徴があります。南北東西それぞれ200キロ程度の範囲で生活史が完結しているという特徴があります。加えて主要な分布域を漁場がほぼ網羅しているという特徴もございます。

小型機船底びき網漁業では漁場として伊勢湾・三河湾から渥美半島の外海が利用されています。ふぐはえ縄漁業により伊勢湾の沖、遠州灘、熊野灘が漁場として利用されています。漁獲量としては底びき網が年間20トン程度、ふぐはえ縄が年間80トン程度、漁獲しております。

次お願いします。漁獲の動向についてです。この系群は1993年から27年間のデータがあり、分析評価を行っております。本系群は卓越年級群の発生に伴い漁獲量、資源量が大きく変動するという特徴があります。しかし、ここ最近10年ほど見てみますと、漁獲量は200トン以下にとどまっております。特に最近4年間については、漁獲量が100トンに満たない不漁年が続いているという状況でございます。

次お願いします。資源の状態①としまして、資源量、漁獲割合を示しております。青色の折れ線グラフが資源量、赤色が漁獲割合を示しております。資源水準につきましては過去27年間で最大の2002年漁期の806トン、ここを基準に3等分して高位、中位、低位としております。2019年漁期の資源量は127トンと推定されましたので低位の水準になります。また、資源の動向は減少となります。赤の折れ線グラフ、漁獲割合についてですけれども、1990年代には80%前後と非常に高い割合でした。それ以降、変動しながらも減少する傾向にはあるんですけれども、直近年2019年漁期の漁獲割合は51%と推定されました。資源の半分を漁獲しているということになります。

次お願いします。資源の状態②としまして、親魚量それから再生産成功率を示していま

す。青色の折れ線グラフが親魚量、赤色が再生産成功率の推移を示しています。過去27年間に於いて親魚量は29トンから131トンの範囲で大きく変動をしております。2019年漁期、直近年の親魚量は59トンでありました。一方の加入尾数についても大きく変動をしております、4万尾から約100万尾の範囲で変動をしております、再生産関係、親と子の関係は不明瞭となっております。

次お願いします。資源評価まとめです。以上をまとめますと、令和2年度のトラフグ伊勢・三河湾系群の資源の水準は低位、動向は減少。2019年漁期の資源量は127トン、親魚量は59トンとなります。

2021年ABCの表を最後に御説明します。管理基準については親魚量を増やす漁獲シナリオとしてF20%SPRを採用しています。2021年漁期ABCについては30トン程度、直近年の60トン程度の実漁獲量に対して30トン程度が適切であろうという提案となっております。漁獲割合は現状の50%程度に対して30%程度が適切であろうという提案です。漁獲係数については現状のFを約半分に削減して0.3程度とするのが適切であろうという提案となっております。

以上で説明を終わります。

○横内主任研究員 続きまして、水産資源研究センターの横内からマアナゴ伊勢・三河湾の令和2年度資源評価結果について御説明を申し上げます。

次お願いします。まず生物学的特性についてです。マアナゴの寿命は4歳以上とされておりますが、成熟開始年齢は成熟個体が見つからないため不明とされております。また、産卵場は沖ノ島島南方の九州パラオ海嶺付近に唯一確認されているのみで、大規模な回遊を行うものと考えられております。

また、資源評価については伊勢・三河湾を対象としておまして、分布域に関しても対象とされている伊勢・三河湾を示しております。伊勢・三河湾では主に小型機船底びき網漁業、また、かご漁業によってマアナゴが漁獲されております。

次お願いします。漁獲の動向についてです。左の図は愛知県、三重県のアナゴ類漁獲量の推移を示しております。紫色が愛知県、ピンク色が三重県になっております。また、右の図は伊勢・三河湾内のマアナゴのみの漁獲量を示しているものです。漁獲量は減少傾向が続いておまして、2019年の伊勢・三河湾内のマアナゴの漁獲量は愛知県が208トン、三重県が16トン、計224トンです。これは2018年の漁獲量から19トン減少しております。

次お願いします。資源の動向です。図は資源量指標値である主要水揚げ港を根拠地とす

る小底マアナゴの単位努力量当たりの漁獲量の推移を示しております。また、資源の水準はデータのある1989年から2019年までの資源量指標値の最大値と最小値の間を3等分し、上から高位、中位、低位と定義したものです。資源量指標値は大きく変動しながらも近年減少傾向にあります。また、直近の2019年の資源量指標値は5.0となっております。そのため、資源水準は低位、資源の動向は減少と判断されました。

次をお願いします。次は資源評価のまとめです。伊勢・三河湾内のマアナゴ漁獲量は1995年から2000年まではおおむね1,000トン程度で推移していたものの、2011年以降500トンを割り込み、2019年は224トンでした。

資源量指標値は増減を繰り返しながら近年減少傾向で推移しております。2019年の資源量指標値は5.0となり、水準は低位、動向は直近5年の資源量指標値の推移から減少と判断されております。

また、2021年の生物学的許容漁獲量の表についてですが、2021年のA B Cはtargetで124トン、limitで156トンが推奨されております。

以上です。

○澤山研究員 続きまして、水産資源研究センターの澤山から、シャコ伊勢・三河湾系群の令和2年度資源評価結果について御説明申し上げます。

続いてお願いします。まず、生物学的特性についてですけれども、本系群の分布域は伊勢・三河湾ほぼ全域に広がっております。寿命は生物学的には4歳程度とされています。成熟開始年齢はほぼ1歳で全て成熟するとされ、産卵期と産卵場は5月から9月の比較的長い期間に伊勢・三河湾内で行うとされています。

食性は肉食で東京湾の情報では魚類、貝類、多毛類、甲殻類など体長に応じて様々な底生生物や魚類を食べるとされています。また、捕食者としてマアナゴやハモなどが知られています。

本系群については伊勢・三河湾内では小型機船底びき網による漁獲がほぼ100%を占めています。

次のスライド、お願いします。続いて漁獲の動向についてです。本系群の漁獲量は愛知県と三重県両県で1990年代頃までは1,500トンから2,000トン余りの漁獲がありましたが、その後、減少傾向が続きまして、2019年の漁獲量は愛知県で98トン、三重県で1トンとなり合計で99トン、こちらの漁獲量は過去の統計で過去最低の漁獲量となりました。2018年の漁獲量からも大幅な減少となっております。

次のスライド、お願いします。続いて資源の動向ですけれども、愛知県の主要水揚げ港である豊浜を根拠地とする単位努力量当たり漁獲量を基として資源の水準と動向を判断しております。上のグラフが、そのCPU Eの推移を表していますが、御覧になってお分かりのとおり、かなり小刻みに中位と低位の間を変動して推移してきておりますが、2019年は3.7という値になっております。これは、2018年は比較的高く中位に区分されたんですけども、2019年は低位に区分されており、これは漁獲主体となった2017年生まれの年級群が漁獲前に大幅に減耗してしまったことが原因ではないかと今、推測しています。

資源の動向については、過去5年間の資源量の推移から減少と判断しております。その他の情報としましては、2019年秋以降の豊浜における漁獲というのが依然として低調に推移しております。2019年の秋に2020年の漁獲主体となる年級群に切り替わっているはずですので、2020年も漁獲量は少ないものと現時点では推測されます。

次のスライドお願いします。資源評価のまとめとなりますが、2019年の資源水準は低位、動向は減少となり、2017年級が漁獲加入前に大量減耗した影響と見られます。資源量指標値は、2000年以降は中位と低位の境界付近で増減を繰り返し、近年は2019年もそうでしたけれども、極端に低い年というのも見られております。2019年秋以降の漁獲も低調に推移しておりますため、2020年の資源量指標値も低水準となることが現時点で予測されています。

最後、2021年のABC表ですけれども、計算されたABC limitが97トン、ABC targetが78トンとなっております。計算されたABC自体もかなり小さい値となっておりますけれども、先ほど申し上げたとおり2020年の資源量指標値も低くなることが予測されますので、そのことに配慮して2021年の漁獲量はABC target付近を目指すことを資源評価表の中で推奨しております。

以上となります。

○北門部会長 鈴木さん、横内さん、澤山さん、御説明ありがとうございました。

それでは、続きまして事務局より資源管理の取組状況について御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（西田） 水産庁管理調整課、西田でございます。資料の1-2-2を御覧いただければと思います。伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種の広域資源管理という資料でございます。これに沿って御説明申し上げたいと思います。

まず、資源の現状でございますが、かつては3魚種合わせて1万トン前後で漁獲量は推

移してございましたが、その後減少が続いており、近年では3,000トン前後というところまで減少してまいりまして、直近の2018年は2,095トンということになっております。

2番の関係する漁業種類でございますが、愛知県、三重県共にまめ板網などの小型機船底びき網漁業のほか、マアナゴにつきましては機船船びき網ですとか、あなご籠、それからトラフグにつきましてはふぐはえ縄などがございます。

続きまして、3番の資源管理の方向性と4番の資源管理の措置について御紹介させていただきますと、平成23年までは資源回復計画の下で資源管理が実践されておりましたが、それ以降は資源管理計画体制に引き継がれまして、各県の資源管理計画の下、資源管理が行われておるところでございます。

トラフグ、マアナゴ、シャコの3魚種共に共通した課題としまして、小型機船底びき網漁業を中心に小さなサイズでの漁獲が資源に大きな影響を及ぼしているということがございます。そのため、これまでも小型サイズの漁獲の防止ということで、網の目合いを大きくするですとか、休漁日の設定などを行うことにより資源の回復、漁獲量の増大を目指してきたところでございます。

2ページの棒グラフを御覧いただければと思いますけれども、こちらの3魚種の漁業種類全体に占める量としての漁獲比率はだんだん、御覧いただきますとお分かりいただけると思うんですけれども、濃い黒の点々が3魚種以外の比率を表しているんですけれども、漁業種類全体に占める漁獲比率というのが年々減少してきていて、3魚種に対する依存度ということが大きく下がってきているという状況でございます。

昨年この部会におきまして、金額ベースで見るとどうなのかという御質問を委員から頂いたと聞いておりますが、その後、三重県、愛知県にデータの確認をしていただいたんですけれども、金額のデータがないということで詳細はお示しすることができないんですけれども、いずれもこの3魚種は単価の高い魚種ですので、重量ベースよりは依存度としては高くなるのではということでもございました。

続きまして、魚種ごとに少し資源管理の状況について申し上げますと、トラフグでございますが、資源回復計画に引き続いて、小型魚の再放流ですとか種苗放流が行われております。ただ小型機船底びき網漁業による漁獲量は2002年以前と比較すると10分の1まで抑制されるなど徹底した管理が行われているという状況でございます。一方で、この海域でのトラフグは1から2歳までの未成魚のうちに多くが漁獲されるということ、それから漁獲の多くが放流由来の資源であるということから、再生産がなかなかうまくいっていない

という状況が続いておりますけれども、未成魚、小型魚の更なる取り控えを徹底することによって、少しでも大きくしてから漁獲をするなど資源から得られる漁獲を増加させていく必要があると考えられます。トラフグの管理については、これまで静岡、愛知、三重を含めたトラフグ関係3県が集まりまして小型底びき網だけではなくて、主体となるはえ縄漁業も含めて資源状況や管理の在り方などについて意見が交わされております。今後とも地域から継続的に開催される予定であると聞いておりますので、この状況について注視してまいりたいと思います。

続きましてマアナゴでございますが、小型魚の再放流の徹底や小型機船底びき網による目的操業の禁止などの措置が行われている状況でございます。しかしながら、再生産については先ほどの評価の話にもありましたけれども、再生産が湾外からの稚魚の流入に頼っているということで、卓越的な発生も見られないことから低水準が続いております。そのような中で、愛知県ではあなご籠や小型底びき網の目合いを拡大した改良漁具の効果に関する調査を進めておられまして、引き続き漁業者の方への説明、普及に当たっていただいているということでございます。

シャコについては、こちらもほぼ、先ほどもありましたけれども、小型機船底びき網で利用されている資源でございますが、冬季の漁獲量制限などが行われているところでございます。ただ、こちらも漁場環境の悪化等もございまして、資源の大きな回復には至っておりません。そのような中、一部の地区では従前の取組に加えまして、4月以降は小型シャコの水揚げを自粛されるなどの独自の措置を強化したということで伺っております。

いずれの資源におきましても、資源の回復に向けて小型魚の取り残しを主体とした現在の取組の継続と、それから国や水研機構が行う資源評価において更なる小型魚の取り残しが必要と判断されているトラフグにつきましても、現状以上の管理の強化が望まれる状況でございます。

それから最後のページになりますけれども、令和2年度の資源管理の状況について、こちらの方にまとめてございます。トラフグ、マアナゴにつきましてもは体長制限。それからマアナゴにつきましてもは小型機船底びき網漁業による目的操業の禁止、それから小型機船底びき網漁業とあなご籠漁業の一部におきまして漁具の目合いの拡大。それからシャコにおきましては産卵親魚の保護を目的とした漁獲量制限の実施等々がそれぞれ継続して行われております。また、トラフグの種苗放流についても継続して行われておられまして、令和2年度の実績といたしまして、愛知、三重、静岡3県の合計で53万7千尾が放流されてお

ります。このほか伊勢・三河湾外におけるトラフグの措置といたしまして、操業禁止期間の設定ですとか、ふぐはえ縄漁業における様々な管理措置、小型機船底びき網漁業による体長制限がそれぞれ継続して行われておるところでございます。

こちらからの説明は以上でございます。

○北門部会長 西田さん、御説明ありがとうございました。

それでは、御質問等ありましたら、委員の皆様よろしくお願いたします。

○船越委員 愛知海区の船越ですけれども、発言よろしいでしょうか。

○北門部会長 どうぞ。

○船越委員 ただいま3魚種につきまして御報告いただいたんですけれども、私、3点にわたって発言をしたいと思います。

まず1点目は、マアナゴ、トラフグ、シャコ、この3魚種の資源の状況をどう見るかという点なんですけれども、先ほど来紹介していただいています漁獲量、再生産成功率、こういうデータを見ますと少なくともシャコでは1990年来、それからマアナゴとトラフグにつきましては2000年頃から長期的な減少傾向を示しているということで、これは3魚種につきましては、現在は減る状況になっている。海がそうになっているのか、あるいは生態系という言葉が正しいのかよく分かりませんが、いずれにしても資源を回復させるきっかけというのがなかなか見付けにくいという、そういう状況が続いていると思います。そういう中で現在取り組んでおります小型魚の再放流とか、あるいは改良漁具の導入、また休漁日の設定などの漁獲努力量削減の措置、これは将来の資源回復をにらんだ、かつ少ない資源を有効に利用するための非常に今後とも必要な取組だというふうに思っております。

それから2点目の漁獲量の見方なんですけれども、以前は伊勢湾の底びきというのは1万トンぐらい漁獲量がありました。現在は2,000トンあるいは3,000トンという大分減った状況になっているわけなんですけれども、これについて3つの視点から見る必要があるというふうに思います。

1つは漁船の数です。操業隻数がかつては80隻ぐらいあったと思いますけれども、現在では40隻を切っているという点が1点です。

それから2点目は、漁船に乗り組んでいる乗組員の数がかつては3人から4人おりました。現在では2人が大体中心です。場合によりましては1人という船もあります。そういう点で労働生産性が落ちているのではないかという問題があります。それと底びきの場合

は選別作業というのが非常に重要になってまいりますけれども、2人ぐらいになってきますと操船作業とか網上げ作業とか、こっちに労力を取られまして、かつてのようにエビとか細かいものの選別ができなくなっているという点が漁獲物の組成にどう影響しているかという点も考慮する必要があるというふうに思います。

それから3点目、これは非常に重要だと思うんですけれども、伊勢湾が非常に今、貧栄養化しております。これは特に夏から冬ですけれども、透明度が10メートルとか20メートルとか、かつては考えられなかったようなきれいな海になっております。1つの原因としては陸域からの窒素やリンの汚濁負荷の減少です。もう一点は温暖化に伴いまして外海域の深海からの栄養塩の供給というものが減っているのではないかと。これが湾全域にダブルパンチとして効いていて生産が落ちているのではないかと。この3つの問題が非常に複雑ですけれども、漁獲量を見る場合は現在の水準と過去の水準を比較する場合にどうしても考慮しなければいけないというふうに思っております。

最後になりますけれども、底びき漁業は大分現在変わってまいりました。というのは、後で出てまいりますイカナゴの話とも関係しますけれども、2016年頃からイカナゴが夏眠に失敗した年ですけれども、この年辺りから海の状況が外洋化しているという印象を受けます。それに伴ってサワラの増加、マダイ、大型ブリの伊勢湾への回遊、こういう回遊性魚類が非常に増えてきた。また、シャコの漁場も湾の奥に非常に縮小するとか、あるいは従来は外海域に分布していたメイタガレイというようなカレイも伊勢湾の中央部まで来て獲れているという問題があります。こういう中で漁業者は目合いを大きくして、いわゆる漁業ではマタカ網と言っておりますけれども、大目網を使って、そういう回遊性魚類も獲るような操業に今、変わってきているということで、1日当たりの水揚げ量、金額が増えているんですけれども非常に不安定になっていると、そういう状況で、海が変わって狙っている魚種が変わって漁具も変わってということで、最近はそういうふうに変動期に入っているということが考慮しなければいけない点ではないかというふうに思います。

以上です。

○北門部会長 船越さん、貴重な御意見ありがとうございます。本来なら一つ一つ項目を上げて議論をしていきたいところですが、残念ながら今回はそこまで時間が取れません。いずれにしてもメッセージとしましては、漁業の形態も変わっているんですけれども、資源を取り巻く環境も同時に大きく変わっている可能性があり、そういう中でこれまでの資源評価を基に漁獲量の削減等で本当に効果があるかどうかということをしっか

り見極めていくということが必要なのではないかと、そういうふうなメッセージと私の方は受け取りました。貴重な御意見ありがとうございます。

水研の方から、もし御意見等ありましたら伺いたいんですけども、何かありますでしょうか。

○水研機構 水研の方からのコメントはございません。

○北門部会長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

今、御指摘いただいた点、今後の参考になりますし、しっかり事務局の方で報告書、記録の方に記載していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして2-3、伊勢湾・三河湾のイカナゴについてであります。伊勢湾・三河湾のイカナゴにつきましても急激な資源状況の悪化に伴い、2016年以降、5年に及ぶ自主禁漁が行われているものの資源が回復せず心配されるところであります。まずは資源の状況につきまして水産資源研究所の山本グループ長に御説明を頂きまして、その後、資源管理の取組状況について事務局より説明をお願いしたいと思います。先ほどまでと同様に質疑につきましては、それぞれの説明が終わった後に一括してお受けしたいと思います。

それでは、資源状況につきまして山本グループ長から御説明をお願いしたいと思います。
○山本グループ長 御紹介ありがとうございます。山本です。聞こえますでしょうか。

それでは、イカナゴ伊勢・三河湾群の今年度の資源評価結果について発表させていただきます。

次のスライドお願いいたします。まず、イカナゴ本系群の生物学的特性ですが、寿命は2ないし3歳ということになります。成熟開始年齢はほぼ1年で成熟を開始する。産卵期・産卵場ですが、イカナゴという資源、非常に特徴的であり、水温が高くなると湾口部で夏眠をするという特徴があります。ですので、夏眠をした後に夏眠をする場所にほぼ産卵場が形成される。夏眠は大体4月から6月ぐらいから開始をされて、12月から1月ぐらいまで夏眠をするんですが、夏眠明けに産卵を行う。12月から翌年1月に産卵を行いまして、伊勢湾の湾口部付近から渥美外海の礫砂の海底で産卵を行うと。

食性ですが、主に動物プランクトン、カイアシ類が主体です。ヨコエビやヤムシ、アミ類も食します。伊勢湾では加えて植物プランクトン、珪藻類などの報告もございます。一方、捕食者ですが、仔稚魚期には多様な浮魚類やヤムシ類、未成魚及び成魚期にはヒラメ

等の底魚類が捕食者として挙げられます。

先ほど船越先生から御指摘がありましたサワラやブリの餌にもなっているだろうということが考えられます。

漁獲対象ですが、本資源に関してはほぼ加入した稚魚ないし幼魚が2月から3月ないし4月から5月に漁獲をされます。湾内で集中して漁獲をされます。

資源評価というのは例年7月に評価の時期に行うのですが、そのときには当年の漁獲はほぼ終了し、漁獲量が確定しているということで、ほかの資源と違いまして前年の漁獲量ないし漁獲状況を基に評価するというよりも、当年の漁獲量を用いて評価が行えるというところがほかの資源と違うと。漁獲量の90%以上はほぼ2月から3月の漁期開始後2週間で水揚げされるという特徴がございます。もちろん発生状況によってこの期間は長くなったりもいたします。

次のスライドお願いいたします。漁獲の動向ですが、1979年から2020年の統計を用いています。過去には不漁があったり好漁年があったりして、非常に激しい変動を年々繰り返しているという特徴があります。しかし、2010年から2014年までは比較的安定した1万トン以上の漁獲があったんですが、2015年に急減をしまして、2016年からは自主禁漁をしていただいているという状況です。これは現在も今年も同様の措置をしていただいている状況です。

次のスライドをお願いいたします。資源の状態ですが、先ほど生物学的特性のところで紹介しましたように、この資源の漁獲に関しては湾内で非常に短期間で漁獲をするので、加入資源尾数というものをDeLuryの方法とって漁期当初は非常に総量当たりの漁獲尾数が多いような状況から、その海域に生息していたものをどんどん獲っていきますので、だんだんC P U E、1隻当たりの漁獲尾数は漁期を通じてどんどん減っていくという傾向があります。そのような傾向を用いて加入資源尾数を計算するんですが、漁獲がある年はこのように左の図に見れますように、加入資源尾数を推定して資源評価を行っていたと。ただ、2016年以降に関しては漁獲がありませんので、漁期直前の2月上旬に三重県、愛知県の方で実施されるネット調査というのがあるんですが、そこで取れた伊勢湾の全湾の稚魚の平均密度に基づき、それを指数化して評価を行って、過去の加入資源尾数を推定していた時期と比較して見た場合、水準の基準については突出して多かった1992年というのは1,000億尾を超えていたんですが、その年を除いた最大値と最小値を3等分して高位、中位、低位というふうにしています。2018年から3年連続して資源漁指標値というのは仔稚

魚も採集されませんので計算不可能です。ですから資源水準に関しては取れないということで低位と判断しました。資源動向に関しては、同様に判断する基準がないんですが、便宜上横ばいというふうにさせていただいています。資源の水準動向に関しては低位、横ばい。

次のスライドをお願いいたします。資源評価のまとめですが、資源の水準は仔稚魚が採集されなかったことから低位。動向については判断のための情報がないということから横ばいということになります。

来年のABC、2021年のABCのまとめ表です。これについては何度も申し上げているとおり、2016年から5年連続して禁漁となっており、加入資源尾数及び漁獲物の平均体重が得られないので2021年のABCは算定不可能ということです。一方でやはりイカナゴの資源というのは変動があって、もし仮に加入があった場合については、方策としては増やすということが第一条件になりますので、親魚を20億尾以上残り残す、残り残し資源量一定方策、Bfisableについては引き続き継続をしていくということでまとめさせていただきました。

○北門部会長 山本さん、御説明ありがとうございました。

それでは、引き続きまして事務局より資源管理の取組状況について御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（西田） 水産庁管理調整課、西田でございます。資料1-3-2伊勢湾・三河湾イカナゴの広域資源管理という資料に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

資源の現状と関係漁業種類でございますが、伊勢湾・三河湾のイカナゴにつきましては、愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲されまして、その資源は大きな変動を繰り返しております。資源管理としては1990年から親魚を10億尾を取り残す資源管理措置が導入されるなど、積極的に自主的な管理措置が行われてきている状況でございます。

2007年からは資源管理計画に基づく管理の導入に合わせまして、20億尾を取り残し尾数とするということで引き上げて現在に至っております。ただし、2016年から現在に至るまで漁期前の調査の結果が思わしくなかったということから、操業が自粛されているという状況になっております。

3番の資源管理の方向性についてですけれども、先ほども申し上げましたが、基本的には産卵親魚数を確保することによって資源量を安定させるということで、20億尾以上を残り残させる漁獲努力量削減措置を実施するということになってございますが、実際には2016

年以降、操業自粛が続いているという現状でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページの今年の管理措置の状況について御紹介申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたが、まずイカナゴ漁業につきましては、今年も操業自粛ということでございまして、またイカナゴを混獲する可能性のある愛知県のシラス漁は3月20日まで、それからイワシ漁は7月7日まで操業自粛ということで、三重県側では6月20日まで操業自粛ということで取り組まれております。なお、県の水産試験場に伺ったところによりますと、毎年夏に行っている夏眠魚の調査の結果、2020年は1匹も採捕されなかったという結果に終わったと伺っておりまして、来年度の操業も危ぶまれる状況にあるということで伺っております。ただ一方で、イカナゴの伊勢湾・三河湾系群はこれまで親魚量が少なくても再生産成功率が大きく変動して大幅に資源が増加するという現象がこれまで例えば1982年級群などでも確認されておりますので、引き続き資源の状況を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上です。

○北門部会長 ありがとうございます。依然として厳しい状況が続いているところではありますけれども、ただいまの御説明につきまして御質問等あれば承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○船越委員 愛知海区の船越です。発言よろしいでしょうか。

○北門部会長 お願いいたします。

○船越委員 イカナゴは今、見つけるのが非常に大変になるほど減ってしまっております。漁業者も大体5年間禁漁が続いておりまして、出漁日数でいきますと大体2週間ぐらい、金額でいきますと1,000万前後、これの減収になっているということで、いつ復活するんだらうかということをお皆さん考えているわけですが、これまでは5年間の禁漁というのが漁業共済制度とか、あるいは積立ふらすという制度で大分収入の補填があったんですけれども、積立ふらすというのは過去5年間の平均的な水揚げ金額が基準になっておりますので、5年間過ぎてしまいますと積立ふらすの恩恵を受けることが非常に難しくなるということで、これから経営が非常に厳しくなるなというのが共通した認識であります。

資源が回復するきっかけは何だろうかということで、先ほども紹介があったんですけれども、過去2回不漁を経験しているんですけれども、1回目が1978年から82年頃です。マイワシが非常に増えてきたときです。このときは黒潮が大蛇行しまして夏眠場が非常に暖かい水で覆われたという、局地的な夏眠場の環境悪化という問題がありまして、これが大

蛇行が解消されて急激にイカナゴが復活して2016年までに至ったわけですが、今回は似たような状況としてマイワシが非常に増えているという問題もありますし、黒潮も大蛇行しております。それから、現在非常に夏眠場に接近して流れているという非常に当時より更に悪い状況があります。3つ目は先ほども言いましたように、伊勢湾の生産力が非常に落ちている。貧栄養化がかなり進んでいるという当時はなかったような新たな状況がございます。それから4つ目、これも当時なかったんですけれども、先ほどサワラのように三陸とか北陸とか北海道とか、かなり北の海域でも獲れるということになっていまして、海がかなり暖かくなっていると。捕食性の大型のブリとかヒラメとか、こういうイカナゴにとっては非常にマイナスとなるような回遊性魚類も温暖化に伴って増えているということで、当時なかったような生産力の低下と捕食魚の増加、こういう局地的な問題ではなくて、ある意味かなりタイムスケールの長い生態系の変化が今、起こっているのではないかと。そうしますとなかなか5年禁漁したんですけれども、すぐには復活しないのではないかと、そういうような危機感を持っておりますので、この辺りはよく研究していただきたいというふうに思います。

以上です。

○北門部会長 貴重な御意見、あるいはそれから現場の状況も含めて共有いただきました。ありがとうございます。

三重県の掛橋さん、もし何かございましたら、いかがでしょうか。

○掛橋委員 先ほど愛知県の船越先生がおっしゃられたのが全てだと思います。ありません。

○北門部会長 ありがとうございます。

そのほか御意見いかがでしょうか。あるいは水研の方から何か補足で情報等ありましたらお願いいたします。

○山本グループ長 水研の山本です。船越先生、御意見ありがとうございました。

正に全国的にそのような不漁が起こっているという現状については把握をしております。水研の方でもやはりその辺、改めて環境が変わっているということと生態系そのものが大分変化しているということで今年度、全国の情報を集めて整理を進めはじめたところです。一方、当時の状況（1970年代から1980年代）については船越先生はじめ現場におられた方の御意見を伺う機会もあればなというふうに思います。改めて情報を頂く機会があればと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○北門部会長 山本さん、ありがとうございます。おっしゃられたように水研の方で全国的に情報共有して検討を始めていらっしゃるというふうに聞いていますので、また機会がありましたら情報をこちらの部会の方にも頂ければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、先ほど私、議題の2-3とイカナゴのところと言ってしまったかもしれませんが、これからが議題の2でした。失礼しました。

それでは、議題の2に入ります。伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についてということで、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（西田） 水産庁管理調整課、西田でございます。資料2-1を御覧いただければと思います。伊勢湾・三河湾イカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示についてでございます。

本委員会指示の発出は本委員会が行うものではございますが、南部会で扱う資源でございますので、本委員会に委員会の指示を諮るかどうかについて、まずは南部会で御審議いただきたいと思っております。

先ほどから御説明しておりますとおり、本系群の資源管理としましては、当歳魚の残存尾数が20億尾を下回らないような管理を行っていたところですが、この取り残し措置に向けまして、愛知、三重両県の漁業者の方による協議によって終漁日を設定しておるところでございます。先ほど来言及しておりますが、来年度も操業自粛が危ぶまれる状況ではございますが、過去に少ない親魚資源量から爆発的に資源が回復した事例もございます。そのため操業が再開された場合に備えまして、地元の取り残し措置を担保して自主的措置が確実なものとなるよう委員会指示による担保措置を継続することで、これまでの取組を確実なものとしたいというものでございます。

委員会の指示の内容につきましては、2-1の次の2-2を御覧いただければと思いますけれども、変更箇所といたしましては、従来発出していた委員会指示から昨日12月1日で改正漁業法が施行となりまして、1行目の「規定に基づき」という条番号が変わっております。それから、発出する日付と有効期間の日付の変更、それから、それぞれ1の(1)で引用されております「愛知県漁業調整規則」、「三重県漁業調整規則」もこの改正漁業法の施行に合わせて改定されておりますので、そちらの内容を事務的に反映したものとなっております。指示の内容といたしましては従前と同様の内容となっております。来年の操業再開も期待しながら、本委員会の指示の発出を本委員会に諮るかどうかについ

て御審議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○北門部会長 西田さん、御説明ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど西田さんの方から御説明あったんですけれども、資源の回復を期待して増加したときのために自主的な措置を担保するという意味で、毎年この措置を獲っているわけですが、よろしければ、この委員会指示第36号につきまして本部会の了承を得られたということで、この後開催されます本委員会にお諮りしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。御意見等ございますでしょうか。もし反対の意見等ございましたら、音声あるいはチャット機能でお知らせいただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

特に異議がないようですので、本委員会指示につきましては、この後開催されます本委員会の方に報告することとしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題3です。太平洋南部会事務規程の一部改正についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（西田） 水産庁管理調整課、西田でございます。資料3-1を御覧いただければと思います。太平洋南部会事務規程の一部改正についてでございます。

こちらは本日もウェブ会議形式で開催をさせていただいておりますが、こういった情報通信機器の発展によりまして、会議の開催場所とは別の場所にいる委員が情報通信機器を活用して開催場所にいる委員と同時に議事の審議に参加し、合議体としての意思決定を行うとともに、その会議の公開を行うことが可能となっているということを踏まえまして、部会長にお認めいただける情報通信機器を活用した委員の方の会議への出席が可能であるということを、こちらは本来、従来の事務規程でも実行可能であろうということであるんですけれども、これを分かりやすく明示して円滑な会議の開催を確保するために事務規程を一部改正させていただきたいというものでございます。

2枚目おめくりいただきまして資料3-2を御覧いただければと思います。具体的には第4条に新たに「委員は、部会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。」これは申しますとウェブ会議形式で参加することができるということを明記することとさせていただきたいというものでございます。

事務局の説明は以上でございます。

○北門部会長 西田さん、ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

特に御意見ないようですけれども、本委員会としまして太平洋南部会事務規程を本日付で改正することとしてよろしいでしょうか。反対の意見ございましたら、音声又はチャットでお知らせいただければというふうに思いますけれども。

ないようですので、そのように決定したいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後の議題なんですけれども、議題4その他といたしまして、新たな資源管理の推進に向けたロードマップについて、水産庁管理調整課より御説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（西田） 水産庁管理調整課、西田でございます。資料4-1を御覧いただければと思います。こちらは水産庁が今年9月30日に公表しました新たな資源管理の推進に向けたロードマップでございます。これは昨日施行となりました改正漁業法の施行を受けて、今後数年間どのような姿を目指して取り組んでいくのかということの水産庁としての取組の道行きをお示ししたものになります。

まず、このロードマップの一番右の欄を御覧いただければと思います。目標といたしまして令和12年度までに新たな資源管理の推進によって10年前と同程度まで海面漁業の漁獲量を回復させるということを目指して掲げております。具体的には444万トンの海面漁業生産を実現するという目標とするということでございます。

その目標を目指すに当たっての取組の柱として4つ掲げてございます。一番左を御覧いただければと思います。

1つ目の柱といたしましては、資源調査・評価の充実・精度の向上。2番目の柱といたしましてMSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進。3番目といたしましてIQ管理——船舶個別割当てですが——の導入。4番目といたしまして資源管理協定への移行ということで掲げております。

これらの取組を一番下の点線で囲った四角の中を御覧いただければと思うんですけれども、この新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の方の理解と協力を得た上で進めるということをお記してあります。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下にスマート水産業等の関係施策の進捗を図りながら効率的に進めることとするとしてござ

います。

では、まず一番上の資源調査・評価の充実・精度の向上につきまして簡単に御紹介させていただきます。

まず1つは、資源評価対象の拡大ということを掲げております。こちらは令和5年度までに資源評価対象魚種を200種程度に拡大しまして資源評価のための調査を実施するということを目標にしております。

もう一つは漁獲情報の収集ということで、現行、産地市場等から情報を頂いているんですけども、この頂く先、主要な漁協・産地市場から400市場を目途に産地水揚げ情報を収集できる体制を令和5年度までにその構築を目指すということでございます。ただ、こちらは報告していただく漁業者の方、それから報告業務に携わっていただく例えば漁協ですとか市場職員の方の負担をなるべく少なく実施する体制ということで、水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築していこうということでございます。

これに伴いまして、法改正に伴って漁獲報告の義務化の開始ということで、従来は大臣許可漁業の漁業者の方には漁獲成績報告書ということで漁獲データを頂いていたんですけども、これに加えまして知事許可漁業における漁獲報告、それから漁業権漁業における漁場の活用状況等を報告いただくということを義務化するということでございます。先ほども申し上げましたが、負担を少なくということで電子的漁獲報告体制の構築ということで、こちらはまず大臣許可漁業から順次拡大していくということで進めてまいりたいということを掲げております。

2番目の柱のMSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進についてでございますが、現行はマサバ等の8魚種でTAC管理が行われているんですけども、これに加えまして漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえましてTAC管理をする魚種の拡大を順次検討を実施するということが掲げてございます。

これにつきましては、第一陣、第二陣ということで複数の魚種が掲げられているんですが、資料4-2の6ページを御覧いただければと思います。この中で円グラフを御覧いただければと思いますが、現行8魚種で大体海面漁業生産量全体の6割ぐらいをカバーしているという現状でございます。これをTAC魚種を拡大することによって、おおむね8割をカバーできるような体制を目指したいということでございます。右側の表に漁獲量の多い主要魚種が掲げられておまして、黄色で着色されているのが現行TAC魚種ですが、太平洋南部会に関係する魚種といたしましては、例えば17位にイカナゴ、それから29位に

トラフグを含むフグ類、それから農林水産統計にはありませんのでこの表にはないんですけども、キンメダイにつきましても4,000トン台の生産量がございますので、大体フグ類の前後に入ってくるということで、こういった魚種が候補として挙げられているということでございます。

ロードマップにお戻りいただければと思います。資料4-1にお戻りいただければと思います。実際に検討が始まるのはMSYベースの資源評価、いわゆる新たな方式による資源評価が実施された後に管理目標、どのような資源量を目指すのか、それから漁獲シナリオ、どのような取り方でそれを実現していくのかということを経済の側から提案しまして、漁業者それから加工流通業者等関係する方々を交えたステークホルダー会合で議論をいたしまして、管理目標と漁獲シナリオを決定するという流れで考えております。

ここで決定したときがMSYベースの管理の開始ということになりまして、その後はおおむね5年ごとに管理目標と漁獲シナリオを定期的に見直していくということで現在考えております。

以上が国内資源についてでございます。

水色の欄の下の方に国際資源について記載がございますが、国際的な数量管理漁を行われている例えばミナミマグロですとか大西洋クロマグロは国際約束を遵守するという観点から、順次TAC対象化を進めていくと。具体的には令和3年漁期から両魚種ともTAC魚種とするという方向で作業を進めていくということでございます。

続きまして、その下の欄のIQ管理の導入でございます。こちらは主に大臣管理漁業を中心にその導入の検討を進めていくということをご披露しておりますが、沿岸漁業におきましてもIQ的な数量管理が行われているものにつきましては、資源管理協定の管理措置に位置付けて実施することということにしております。

最後に一番下の資源管理協定でございます。こちらは今、自主的管理措置を資源管理計画に沿った形で各地域で実施していただいておりますが、こちらを改正漁業法に基づく、いわゆる法的な裏付けのある資源管理協定に順次移行していただくということを考えております。これを令和5年度までにその移行を完了させたいということで作業を進めていくということでございます。

以上がロードマップの説明でございます。

○北門部会長 西田さん、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして御質問等あれば承りたいと思いますが、いかが

でしょうか。

○関委員 委員長、関ですけれども。

○北門部会長 関先生、どうぞ。

○関委員 よろしいでしょうか。コメントみたいになってしまうかもしれないんですが、資源評価をして制限をしつつ目標に向かっていくというところだと思うんです。それが漁業者とか加工業者さんとか、そういった関係者みんなを含めた連携で行われるということが書かれていて、それは非常に重要だし必要なことだなというふうに思いました。

それと、目標に向かう間にはもちろんいろんな制限とか制約というものが当然出てくるわけですけれども、その制約をしている中でもやっぱり漁師さんの生活というものは続いているわけですから、例えばさっき船越委員が、環境が変わって新しい魚が来て、それに対して道具を工夫して新しい漁獲をするなんていう話があって、非常に印象深く伺ったんですけれども、資源管理という中で、様々な変化に対応できる技術とか支援というものがきちんとセットになっていて、制約の中でも水産関係者の暮らしが支えられるということが明確に示されることがすごく大事だなというふうに思いましたので、発言させていただきました。

○北門部会長 関先生、貴重な御意見ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。せっかくの機会ですので何かございましたらお願いいたします。

MSY管理を始められるということで、MSYという概念は分かりやすい説明ですし、説明もしやすいかと思えますし、科学的な方法の1つだと思うんですけれども、MSYという指標がそれ自身は漁業の形態が変われば変わりますし、環境が変わっても変わりますので、MSYという指標自身もダイナミックに変わる性質のものだと思います。特に環境の変化に依存しやすい種に関してはそういう性質があるのではないかと思います。MSY管理を進めるに当たってメリットはもちろん十分にあると同時に、それと付随してデメリットというわけではないんですね。困難とか欠点なんかもあるわけだと思いますので、ゴールは確かに分かりやすくいいんですけれども、万が一想定しているシナリオどおりにいかなかったときのために、あらかじめ検証すべきポイントというのを幾つか押さえておいて、予想していないような挙動に資源が動いた場合にはすぐさま別の手を打てるような、そういうバックアッププランも必要なのかなというふうには思っております。

そのほかいかがでしょうか。時間も押してしまして、せっかくですので受け付けたいと

思いますけれども。どなたでしょうか。

○佐々木委員 愛媛の佐々木です。

○北門部会長 よろしく申し上げます。どうぞ。

○佐々木委員 資源管理の改正の問題ですが、いわゆる今まで現在まで大臣許可、あるいは知事許可もTACを含めた魚種の報告については十分に今まで対応してきておるので分かりやすいんですが、今回の改正によって200種類の魚種も含めて、知事許可以外の一般的な漁業についても報告の義務が課せられる問題がたくさん出てきたというふうに受け取るんですが、これについては水産庁の方から県に対して具体的に一般の業者が報告義務を課せられるものについては具体的に十分理解ができるような説明を願いたいということ、現場からそういう意見が非常に強いという状況に今あるわけでございますので、それについては、今後水産庁は県に対して大きく変わって報告義務を受ける対応についてをもう少し具体的な説明を頂くようお願いしたいと思います。

それからもう一点は、資源管理の中で今まで水産庁自身も大きく取り上げていないんですが、遊漁者の漁獲の問題、これは非常に今、一般漁業から比べるとウエイトが非常に大きいと、漁獲量もかなりの数に全国的にはなるだろうと。そういう問題についてもやはりこの際はっきりと資源管理の中で掌握はできる、漁獲は報告ができるような体制を作っていくべきだと。この2点について意見を申し上げたいと思います。

○北門部会長 貴重な御意見ありがとうございました。

水産庁の方から何か回答はございますでしょうか。

○事務局（西田） 御指摘、御意見ありがとうございます。報告義務が生じるという件につきましても、これから報告のやり方、システムの構築について、今まさにお話しいただいたように都道府県担当者の方、それから各地域の漁業者の方、漁協の方含めて御意見を伺いながらシステム構築を進めていくということになるかと思えます。その際には東京で開く会議以外にも各地域をお訪ねしてお話を伺うといった機会も多く設けた上で検討を進めていくということとさせていただきたいと思えます。

それから、遊漁者の漁獲の資源管理上の問題については、まさになかなかいろいろ難しい問題を含む話ではあるんですけども、今、正に水産庁内で検討を進めているところでございますので、これについても近い将来、皆様にお示しできるような内容がまたできればと考えております。よろしく願いいたします。

○北門部会長 ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

○福島委員 よろしいでしょうか。福島漁業、福島です。

○北門部会長 どうぞ。

○福島委員 今、説明があった新たな資源管理のロードマップで10年後には10年前と同様の444万トン回復となったときに、当然これをやっていく間に水産加工業者等々のお話も交えながらやっていくというふうになってはいるんですけども、逆に10年間の間、10年後に、じゃ、こういうロードマップで漁業はやっていくんだけど、例えば水産流通とか加工業者はどうなっていくのかとか、その辺があると思うんです。確かにMSYで資源管理を厳格にやっていけばというのはあるんですけども、そうなったときに各産地の処理能力、例えば製氷、冷蔵とかあるんですけども、どんどん疲弊していくんじゃないのかなと。バラ色のように復活したときに振り返ってみると買う人がいないとか、そういうふうな事態になっていかないようにしないといけないんじゃないのかなと。これなかなか両方で考えていかなくちゃいけないというところもあると思うんですけども、水産加工は民間の中小企業だから考えてくださいと言えはそれまでになっちゃおうと思うんですけども、その辺を例えば令和12年度のところに444万トンに復活したときに、じゃ、各産地・市場の水産流通加工の方たちもどういうふうになっているとか、そういう同時進行みたいなマップを作っていった方がいいんじゃないのかなと個人的に思いました。

以上です。

○北門部会長 ありがとうございます。先ほどの関先生の御意見もこれと似たような御意見だったと思うんですけども、確かに重要な視点だというふうに思います。

水産庁の方から何かこの点に関して補足ございますでしょうか。あるいは回答ございますでしょうか。

○事務局（西田） 正に御指摘の点は意見を伺いながらという中で、ステークホルダー会合で流通加工業者の方の御意見も賜りながら進め方を検討していくということかと思しますので、今頂いた御意見も踏まえて取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

○北門部会長 ありがとうございます。本来でしたらもう少し議論を続けたいところなんですけれども、次の本委員会の方の時間が迫ってまいりましたので、この辺りで本日の議題を終了させていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。あるいは何かこの機会ですので、更に御発言あるようでしたら承りたいと思いますけれども、いかがで

しょうか。

もしないようでしたら、引き続き次回の委員会の開催予定について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（西田） 本部会につきましては、ここ数年、年に1回秋の開催となっております。緊急の開催の予定がなければ次回の開催は来年令和3年の秋ということにさせていただきます。具体的な日時と場所につきましては開催時期が近付きましたら、部会長並びに各委員の皆様の御都合を伺いながら決めていくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

○北門部会長 ありがとうございます。では、次回の部会、日程等決まりましたら引き続き御出席の方をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、本日の部会はこれにて閉会したいと思います。委員各位の皆様、御臨席の皆様におかれましては議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。

なお、議事録署名人としまして指名させていただきました中野委員、それから小野委員の二方には後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、御署名の方をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして太平洋広域漁業調整委員会第29太平洋南部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時18分 閉会